

公立大学法人名古屋市立大学第三期中期計画の変更について（説明資料）

1 中期計画

名古屋市長は地方独立行政法人法により、6年間で本学が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定めており、中期計画は、本学が中期目標を達成するための6年間の具体的な計画・取り組みを定めたものとなる。

策定にあたっては、同じく地方独立行政法人法により、設立団体の長である名古屋市長の認可を得ることとなっている。

2 今回の中期計画変更について

令和7年度に予定している市立大学病院における救急・災害医療センター（仮称）の開棟に向けて、救命救急医療や、大規模災害、感染症に対して適切に対応できる体制を整備するため、令和4年度から計画的に看護職員を増員・育成していく必要がある。しかし、開棟までは収益を生むことができないことから、開棟までの間、この増員に係る人件費については運営費交付金で措置されることとなった。

当該運営費交付金が令和4年度から措置されることに伴い、予算に関する〔運営費交付金の算定ルール〕に新たな項目の追加を行うもの。

3 変更手続きについて

変更案を作成後、学内での意思決定（自己点検・評価委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会で意思決定）を経て、名古屋市に変更申請書を提出する。

変更にあたっては設立団体の長である名古屋市長の認可を得る必要があるが、市長が認可をしようとするときは、あらかじめ法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

○運営費交付金の算定ルール変更にもなう変更スケジュール（想定）R4.1.1時点

時期	事項	内容
～令和4年 2月	中期計画	・変更案の作成 ・学内で意思決定（～3月）
3月		・変更申請書を市長へ提出 ・法人評価委員会で意見聴取 ・市長の認可